

独立行政法人家畜改良センターにおける研究活動の不正行為への
対応に関する規程

27家セ第457号
平成27年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）における研究活動上の不正行為を未然に防止し、万一、不正行為に関する疑惑が生じた場合のセンターの対応及び関係者のとるべき措置等について定めることにより、センターの研究に係る倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動 独立行政法人家畜改良センター業務方法書第59条、第61条又は第70条に基づく調査研究の実施に関するものをいう。
- 二 研究活動を行う者 前号に関する研究において研究課題を担当及び実施する役員をいう。
- 三 不正行為 ねつ造、改ざん及び盗用の他、二重投稿や利益相反その他の不適切なオーサーシップ（原著性、原作者をいう。以下同じ。）を含めた、研究に係る倫理に反する不適切な行為をいう。
- 四 特定不正行為 不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用（以下に用語の意義を示す。）をいう。
 - イ ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工すること。
 - ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 五 競争的資金等 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金として、内閣府が整理しているものをいう。
- 六 配分機関 前号の競争的資金制度に該当する資金をセンターに配分する機関をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、センターにおける不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するため、調査研究活動を行う者に求められる倫理規範を修得させる等のための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施するなど、不正行為を抑止する環境整備等の取組を推進するとともに、特定不正行為の疑義が生じた際に適切に対応する。

（センターの管理責任）

第4条 センターは、責任を持って不正行為の防止に関わることとし、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組みを推進する。

2 センターは、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割責任・責任を明確化することや、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備に努める。

（研究倫理教育の実施）

第5条 理事長は、管理責任を明確にするとともに、不正行為防止のための適切な対応を図るため、研究倫理教育責任者をセンターに置く。

2 研究倫理教育責任者は、理事（企画調整担当）とする。

3 研究倫理教育責任者は、研究活動上の不正行為を抑止する環境の整備に取り組み、センターにおける研究倫理教育の実施及び研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員を対象とした研究倫理教育を定期的に履修させるものとする。

4 部長（技術統括役を含む。）及び牧場（支場を含む。）長（以下「場長等」という。）は、当該部及び牧場等に所属する研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員が、前項に基づく研究者倫理に関する研修等を定期的にかつ適切に受講するよう、その受講状況を把握し、指導しなければならない。

5 研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員は、前項の研究倫理教育を定期的に受講しなければならない。

6 企画調整部は、この規程に基づき理事長及び研究倫理教育責任者が行う事務を補佐する。

（研究倫理教育推進委員会）

第6条 研究倫理教育責任者は、前条第3項を遂行するため、研究倫理教育推進委員会を設置する。

2 研究倫理教育推進委員会は、研究倫理教育責任者を委員長として、企画調整部長、改良部長、個体識別部長、技術統括役からなるものとする。

3 研究倫理教育推進委員会の事務局を企画調整部に置く。

4 研究倫理教育推進委員会は、場長等から意見を聴いて、作成した当該年度のセンターにおける研究倫理教育及び調査研究活動を行う者への調査研究倫理教育プログ

ラム履修の状況等を検討し、次年度の活動に反映するものとする。

(研究活動を行う者の責任)

第7条 研究活動を行う者の責任は、以下のとおりである。

- 一 公正な研究 科学研究の実施は、社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を実施すること。責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理を行うこと。
- 二 研究成果の発表 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへ公開すること。
- 三 法令の遵守 研究の実施にあたり、法令や関係規則、規程を遵守すること。
- 四 不正行為疑惑への説明責任 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明すること。

(誓約書の提出)

第8条 研究活動を行う者は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正行為が起こらない研究環境を個人又は組織として構築するため、次に掲げる事項を遵守し、誓約書を理事長あてに提出するものとする。

- 一 不正行為をしないこと。
- 二 不正行為に加担しないこと。
- 三 第三者に対して不正行為をさせないこと。
- 四 不正行為が行われようとしていることを知った時にそれを防止するようにすること。

(データ等の適切な管理)

第9条 研究活動を行う者は、研究活動の科学的根拠を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するために、実験ノート、実験データその他の研究資料等（以下「研究データ等」という。）を一定期間適切に保存・管理しなければならない。

- 2 研究活動を行う者は、不正行為に係る調査における第三者による検証を可能とするため、研究データ等の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 3 研究データ等の保存義務又は必要な場合の研究データ等の開示義務、開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示等については、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、別に定めるところによる。

(特定不正行為の調査体制)

第10条 理事長は、研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときに適切に調査を行うため、センターに研究統括責任者を置く。

- 2 研究統括責任者は理事（企画調整担当）とし、センターの研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査、特定不正行為の告発（役職員による告発のみ

ならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)の受付、又は告発の意思を明示しない不正行為などの相談(以下「相談」という。)に関する事務を行うものとする。

- 3 研究統括責任者は、補助者を指名して、前項の事務の一部を行わせることができる。
- 4 告発及び相談(以下「告発等」という。)を受け付ける窓口は、「独立行政法人家畜改良センター公益通報者保護規程」(以下「公益通報規程」という。)に規定する公益通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)とする。
- 5 センターは、告発・相談の受付や調査・事実確認を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにする。
- 6 理事長は、不正行為に対する調査体制及び通報窓口の場所、連絡先及び告発方法を公表する。

(告発等)

- 第11条 何人も、特定不正行為を発見したとき又は特定不正行為の疑惑があると思料するときは、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等により通報窓口へ告発等を行うことができる。
- 2 通報窓口は、告発等を受け付ける際には、個室で面談したり、電話や電子メールなどを通報窓口の職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発等の内容及び告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
 - 3 通報窓口は、告発等を受け付けた場合は、明らかな間違いを除き、速やかに研究統括責任者に報告しなければならない。
 - 4 通報窓口は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するとともに、その内容等を研究統括責任者に報告する。
 - 5 研究統括責任者は、第1項の告発及び次条の相談を受け付ける通報窓口を、センターの内外に周知する。

(相談)

- 第12条 職員は、不正行為についての疑問又は悩み等があるときは、通報窓口へ相談することができる。
- 2 通報窓口は、相談があったときは、その内容等を研究統括責任者に報告するとともに、その内容について確認を行った上で、研究統括責任者又は通報窓口は当該相談を行った職員に対し適切な助言等を与えることにより、当該相談に係る問題等を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
 - 3 通報窓口は、相談を受け付ける際には、相談の内容及び相談者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(悪意に基づく告発等の禁止)

第13条 告発等をしようとする者は、悪意（被告発者等を陥れるため、又は被告発者等が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者等に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発等をしてはならない。

2 センターは、悪意に基づく告発等を防止するため、告発等は原則として顕名（氏名を明らかにすること。）によるもののみ受け付けることや、告発等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者等に調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分等、刑事告発があり得ることなどをセンター内外に予め周知する。

（特定不正行為が行われようとしている等の告発等）

第14条 研究統括責任者又は通報窓口は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、研究統括責任者は、被告発者等に警告を行うものとする。ただし、研究統括責任者又は通報窓口は、センターに当該被告発者等が所属していないときは、被告発者等の所属する機関に事案を回付することができる。研究統括責任者又は通報窓口は、センターに所属しない被告発者等に警告を行った場合は、当該被告発者等の所属する機関に警告の内容等を通知する。

（告発等の取扱い）

第15条 告発等は、原則として、顕名により行われ、次に掲げる事項が全て示されているもののみ受理するものとする。

- 一 特定不正行為を行ったとする研究者の氏名又はグループの名称
- 二 特定不正行為の態様、時期等及び事案の内容
- 三 特定不正行為とする科学的な合理性ある理由

2 研究統括責任者は、前項にかかわらず、匿名による告発等があった場合において、告発等の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 通報窓口は、書面による告発等、通報窓口が受け付けたか否かを告発者等が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発等を受け付けたことを通知する。

4 研究統括責任者は、通報窓口から告発等について報告を受けたときは、速やかに当該報告を受けた告発等の内容を確認し、特定不正行為の存在又はその疑いについて科学的に合理性のある理由が示されていると認める場合には受理の決定を、科学的に合理性のある理由が示されていないと認める場合には不受理の決定を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

5 研究統括責任者は、告発等の内容が、センターとセンター以外の者が共同で実施する調査研究に係るものである場合は、前項の結果を当該センター以外の者に通知

するものとする。

- 6 研究統括責任者は、第4項の結果（不受理の決定がなされたときは、その結果及びその理由。）を告発者等に通知する。
- 7 研究統括責任者は、受理を決定した告発等については、当該告発等に関係する役員に対し、それらが保有する資料等の保全を命ずることができる。
- 8 通報窓口は、告発があった事案の調査を行うべき機関に該当しないときは、当該事案の調査機関に該当する研究・配分機関に当該告発を回付する。通報窓口は、センター以外の機関から告発を回付された場合は、センターに告発があったものとして研究統括責任者に報告する。

（告発の受付によらないものの取扱い）

- 第16条 研究統括責任者は、告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、センターの判断でその事案の調査を開始することができる。
- 2 研究統括責任者は、学会等の科学コミュニティや報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、当該特定不正行為を指摘された者がセンターに所属するときは、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 研究統括責任者は、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認し、当該特定不正行為を指摘された者がセンターに所属している場合は、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（告発者及び被告発者の取扱い）

- 第17条 センターは、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に告発者等に対し、懲戒処分等の不利益な取扱いを行わない。
- 2 センターは、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者等の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、被告発者等に対する懲戒処分等の不利益な取扱いを行わない。

（調査を行う機関）

- 第18条 センターの役員に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、センターが事案の調査を行う。
- 2 被告発者が複数の機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
 - 3 被告発者がセンターの役員であり、センター以外の機関で行った研究活動に係る告発があった場合、センターと当該機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

- 4 被告発者がセンター以外の機関に所属し、センターで行った調査研究活動に係る告発があった場合、センターと被告発者が所属する機関と合同で、告発された事案の調査を行う。
- 5 被告発者がセンターの元役職員であり、告発された事案に係る研究活動をセンターにて行っていた場合、センターと被告発者が現に所属する機関が合同で告発された事案の調査を行う。被告発者がセンターを退職等の後、どの機関にも所属していないときは、センターが告発された事案の調査を行う。
- 6 前各項のいずれかに該当し、告発された事案の調査をセンターにおいて行うことになった場合は、被告発者がセンターに現に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点においていかなる機関にも所属していなかった場合は、当該告発の取扱いについて、センターは、当該研究活動の資金の配分機関に協議を行うものとする。
- 8 センターは、告発に係る事案の調査を行うに当たって、他の機関や学会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができるものとする。この場合において、秘密保持に関する取扱いは、委託等をした科学コミュニティに準用されるものとする。

(予備調査)

- 第19条 研究統括責任者は、告発の受理を決定したときは、速やかに、第8項に規定する本格的な調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。
- 2 研究統括責任者は、予備調査を実施する者をセンターの役職員のうちから複数名指名する。なお、調査を行う者（以下「調査担当者」という。）は、告発者及び被告発者と利害関係を有する者であってはならない。
 - 3 研究統括責任者又は調査担当者は、告発を受け付けた後、速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発されるまでの期間が、研究データ、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについて当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又はセンターが定める保存期間を超えるか否かなど、告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を行う。
 - 4 研究統括責任者又は調査担当者は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
 - 5 研究統括責任者は、必要に応じてセンター外の外部有識者に予備調査を実施する者として委嘱することができる。
 - 6 研究統括責任者は、告発の内容が、センターとセンター以外の者が共同で実施する調査研究に係るものである場合は、センター以外の者と合同で予備調査を行うものとする。

- 7 研究統括責任者又は調査担当者は、告発の受付から次項の期間の定めに関に合うように予備調査の結果をとりまとめ、速やかに理事長に報告するものとする。
- 8 研究統括責任者は、告発を受け付けた後30日以内に、本調査を行うか否かを決定するものとし、当該決定を理事長に報告する。

(本調査及び通知・報告)

- 第20条 理事長は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を告発者及び被告発者（予備調査の結果、被告発者以外で不正行為に関わっていたと認められた者を含む。以下「被告発者等」という。）に通知するとともに本調査への協力を求める。被告発者が他の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 理事長は、当該告発に係る調査研究活動が競争的資金等他機関からの資金を受けて行われたものであるときは当該配分機関及び農林水産省に本調査の実施を報告する。
 - 3 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨に理由を付して告発者に通知する。この場合、研究統括責任者は予備調査に係る資料等を保存し、その事実に係る競争的資金等を配分した機関及び告発者の求めに応じ告発者に開示するものとする。
 - 4 研究統括責任者及び調査担当者は、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。

(調査委員会の設置及び本調査の開始)

- 第21条 理事長は、本調査を行うことを決定した場合は、当該本調査を行うことを決定した日から第8項の期間の定めに関に合うように、センターに属さない外部有識者を含む調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会は、委員の半数以上が外部の有識者で構成され、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文の成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど。）を有する者であってはならない。
 - 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は研究統括責任者とし、外部有識者以外の委員は委員長がセンターの役職員の中から指名する。
 - 4 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発者及び被告発者等その他関係者に必要な協力を求めることができる。
 - 5 理事長は、調査委員会を設置したときは、当該調査委員会の委員の氏名及び所属について、告発者及び被告発者に通知する。
 - 6 告発者及び被告発者は、通知を受けた調査委員会の委員について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に理事長に対して異議申立書（別紙様式1）の提出により異議申立てをすることができる。
 - 7 理事長は、異議申立てがあった場合には、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、そ

の旨を告発者及び被告発者等に通知する。

- 8 研究統括責任者及び調査委員会は、本調査を行うことの決定後30日以内に、実際に本調査を開始するものとする。

(本調査の方法・権限)

第22条 委員長は、調査委員会の委員を招集し、当該事案についての本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、告発の内容が、センターとセンター以外の者が共同で実施する研究に係るものである場合は、センター以外の機関と合同で本調査を行うものとする。
- 3 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行うものとする。
- 4 本調査に際しては、被告発者に対する弁明の聴取を行なわれなければならない。
- 5 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思により再実験等を調査委員会に申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 6 理事長は、本規程に基づく調査委員会の調査権限について、関係者に周知する。
- 7 告発者及び被告発者などの関係者は、調査委員会から調査研究記録等の提示、ヒアリング、再実験等を求められたときは、これらについて誠実に協力しなければならない。また、他の機関において本調査がなされる場合、研究統括責任者は、本調査の対象となる部署及び職員に対して、他の機関が行う本調査に誠実に協力するよう要請する。
- 8 本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。
- 9 研究統括責任者又は調査委員会は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動がセンター以外の機関で行われたときは、研究統括責任者又は調査委員会は、当該機関に対して当該事案に関して証拠となるような資料等を保全するよう要請するものとする。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は、制限されない。
- 10 研究統括責任者又は調査委員会は、告発された事案に係る調査研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 11 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第23条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑義を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等も当該研究活動に基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査中における一時的措置)

第24条 研究統括責任者又は調査委員会は、本調査を行うことを決定した場合は、本調査の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

2 研究統括責任者又は調査委員会は、第22条第10項の中間報告を受けたときは、当該事案の被告発者に対し、次条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を命じることができるとともに、被告発者に交付決定した当該研究に係る研究費の交付停止（既に一部交付している場合の未交付分の交付停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている研究資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

(認定)

第25条 調査委員会は、当該本調査を開始した日から原則として150日以内に本調査した内容をまとめるものとする。

2 調査委員会は、前項の期間内に調査結果をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。調査委員会は、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、前項までの認定を終了したときは、直ちに当該認定の内容を理事長に報告しなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

第26条 調査委員会は、第23条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられているが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々の点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、

被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

- 2 本調査において特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。

また、被告発者が調査研究記録、実験試料・試薬等の不存など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者に係る研究活動について別途に定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 3 第24条の説明責任の程度及び前項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

（調査結果の通知及び報告）

第27条 理事長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合も、その所属機関に当該調査結果を通知する。

- 2 理事長は、当該事案に係る競争的資金等の配分機関及び農林水産省に当該調査結果を報告するものとする。
- 3 理事長は、悪意に基づく告発との認定があった場合、当該告発者が所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第28条 特定不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ理事長が定めた期間内に、理事長に対し不服申立書（別紙様式2）の提出により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定について第25条第3項を準用する。）は、当該認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 理事長は、不服申立てがあったときは、速やかに調査委員会を招集し、当該不服申立ての審査を行わせる。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、研究統括責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員に代えて他の者に審査をさせる。ただし、研究統括責任者が当該不服申立てについては調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと

認めるときは、この限りでない。

- 4 理事長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは告発者に、告発が悪意に基づくものであると認定された告発者から不服申立てがあったときは被告発者に、その旨通知する。当該告発者がセンターの役職員以外の者である場合にあっては、当該告発者が所属する機関にも併せてその旨を通知する。また、理事長は、当該不服申立てに係る競争的資金等の配分機関及び農林水産省に不服申立てがあったことを報告する。

(再調査の開始)

第29条 前条の不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、当該決定を理事長に報告する。

- 2 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに理事長に報告する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、理事長は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 3 調査委員会は、再調査の開始を決定した場合は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。
- 4 理事長は、再調査開始の決定、不服申立て却下の決定及び前項の決定について、前条第4項に準じて、通知及び報告をする。

(再調査結果)

第30条 調査委員会が再調査を開始した場合は、再調査開始の日から原則として50日以内（ただし、告発が悪意に基づくものと認定された告発者からの不服申立てに係る場合は、原則として30日以内。）に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。

- 2 理事長は、再調査の結果について、第28条第4項に準じて、通知及び報告をする。

(特定不正行為の公表)

第31条 理事長は、本調査又は再調査において特定不正行為が行われたと認定があった場合は、原則として当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、調査結果及びこれに伴い講じた措置等を含めて、速やかに調査結果を公表する。

(特定不正行為がなかった場合の扱い)

第32条 理事長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則

として調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合、又は悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。

- 2 理事長又は研究統括責任者は、前項の場合、第22条第9項の証拠の保全措置、第24条の研究費の支出停止、使用停止、採択の保留等の一時的措置を速やかに解除する。
- 3 研究統括責任者は、第1項の場合、当該事案について特定不正行為がなかったことを調査関係者に周知するとともに、必要に応じて、特定不正行為があったと認定されなかった者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないようにするための措置を講じる。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第33条 センターは、特定不正行為が行われたと認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者、及び関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「当該者」という。）に対し、就業規則又は関係規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

- 2 センターは、前項に掲げる者に対し、緊急措置として直ちに当該研究資金の使用中止を命ずる。
- 3 センターは、告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該者に対し、就業規則又は関係規程に基づき適切な処置をとる。
- 4 センターは、特定不正行為が行われたと認定があった場合、必要に応じて、特定不正行為の重大性、悪質性、個々の職員の特定不正行為への具体的な関与の度合及び特定不正行為が行われたと認定された研究又は当該研究を実施したグループにおける立場等を総合的に判断し、その度合いに応じて、当該対象となる研究及び関与した職員が実施する他の研究等について、これらの研究の縮小又は中止等の措置を講ずる。

(配分機関が行う措置への対応)

第34条 センターは、センターが行う研究活動について競争的資金等を配分機関から受けた場合に当該配分機関から、調査又は調査への協力の要請、競争的資金の返還の命令等、競争的資金等への申請及び参加資格の制限、改善の指示又は管理条件の付与、等が行われる場合は、これらの措置に適切に対応しなければならない。

(秘密保持の徹底)

第35条 センターは、通報窓口寄せられた告発等の告発者等、被告発者等、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者等及び被告発者等の意思に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密の保持を徹底する。

- 2 調査事案が漏えいした場合、センターは、告発者等及び被告発者等の了解を得

て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等及び被告発者等の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

- 3 告発者及び被告発者は、調査を受けたことにより知り得た情報を、他に漏らしてはならない。
- 4 調査委員会の委員は、調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者等に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 5 調査委員会の委員は、調査等により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

(その他)

第36条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年7月9日から施行する。

附則 (平成28年12月19日 28独家セ第1916号)

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

異議申立書

独立行政法人家畜改良センター
理事長 殿

申立者
(所属・役職)
(氏名(ふりがな))
(連絡先)
住所
電話番号
e-mail

独立行政法人家畜改良センターにおける調査研究活動の不正行為への対応に関する
規程第21条第6項に基づき、下記のとおり異議申立てを行います。

記

1. 異議申立ての対象となる調査委員会の委員
2. 異議申立て事由

以上

(別紙様式2)

平成 年 月 日

不服申立書

独立行政法人家畜改良センター
理事長 殿

申立者
(所属・役職)
(氏名(ふりがな))
(連絡先)
住所
電話番号
e-mail

独立行政法人家畜改良センターにおける調査研究活動の不正行為への対応に関する規程第28条に基づき、下記のとおり不服申立てを行います。

記

【不服申立ての内容及び理由】

以上